

### 2023年度 税制改正大綱の概要 (資産課税② 相続時精算課税制度)

23-010号  
通巻:0249

2月号にて暦年贈与に係る税制改正大綱の概要をお伝えしましたが、今月号では相続時精算課税制度に着目してご紹介させていただきます。

ちなみに相続時精算課税制度とは60歳以上の父母又は祖父母から18歳以上の子・孫への生前贈与が2,500万円までは非課税になる制度です。しかし相続時に贈与額を相続財産に加算して相続税を計算します。



#### 1. 改正内容のポイント

##### ① 相続時精算課税制度における**基礎控除(年110万円)**の創設

相続時精算課税制度を選択後も**毎年110万円以下の贈与について贈与税申告が不要となります。**

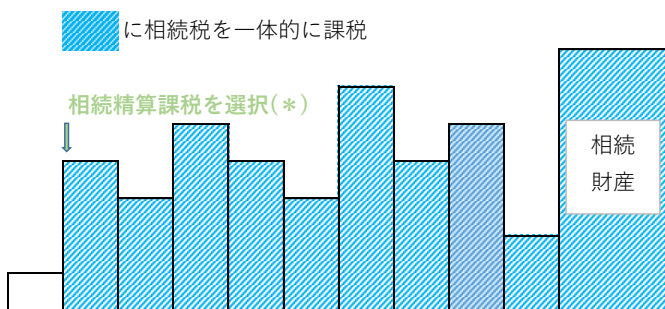
**(注) 申告は不要ですが、贈与契約書など贈与があったことを証明するものの作成はしておいてください。**

##### ② **災害により被害を受けた場合の再計算**の導入

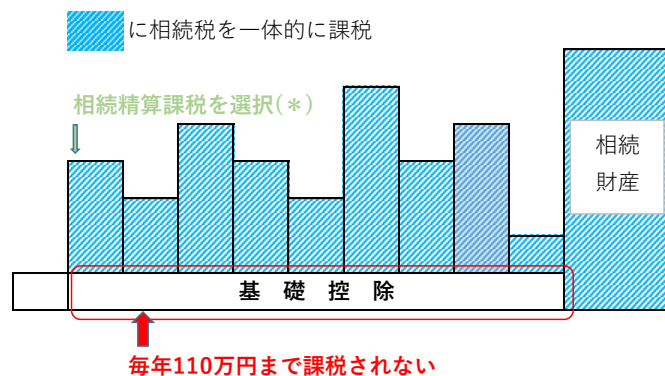
この制度では相続時の評価は原則贈与時の価額ですが、土地や建物について災害により被害を受けた時には評価を再計算出来るようになりました。

#### イメージ

【改正前】



【改正後】



ちょっと一言



日本の相続税は日露戦争の戦費調達のため明治38年に創設されました。

相続税の課税方法は**遺産総額を対象とする「遺産課税方式」**と取得者ごとの取得財産を対象とする**「遺産取得課税方式」**がありますが当初は「遺産課税方式」を採用していました。

また昭和22年に相続税を補完する制度として贈与税が創設され課税方法の変更もあり、昭和28年に現行の基本になる財産取得課税方式の相続税と取得者課税方式の贈与税の二本立てとする改正が行われました。昭和33年には現行も維持されている法定相続分課税方式が採用されました。

平成15年度の改正で相続税・贈与税の一体化措置として相続時精算課税制度が導入されました。この制度は次世代への早期の資産移転と有効活用を通じた経済社会の活性化の観点から導入されたものです。

## ■ 相続時精算課税制度の改正前後の比較

| 内容                    |      | 改正前                                      | 改正後  |
|-----------------------|------|--|--|
| 贈与税の計算方法              |      | (贈与額 - 2,500万円 <sup>(※1)</sup> ) × 一律20% | [(贈与額 - <u>110万円</u> <sup>(※2)</sup> ) - 2,500万円 <sup>(※1)</sup> ] × 一律20% |
| 贈与税申告手続き              |      | 贈与の都度申告が必要                               | 同左<br><u>ただし贈与額が年110万円以下<br/>の場合は申告不要</u>                                  |
| 相続財産<br>に加算する<br>贈与財産 | 対象範囲 | 相続時精算課税適用後のすべての贈与財産                      | 同左<br><u>ただし年110万円の贈与財産は除く</u>   |
|                       | 評価額  | 贈与時の評価額                                  | 同左<br><u>ただし土地・建物が災害により<br/>一定の被害を受けた場合は再計算</u>                            |

(※1) 特別控除(累積2,500万円まで) (※2) 基礎控除(毎年110万円)

## 2. 適用時期

上記1①については**2024年(令和6年)1月1日以後の贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税**について適用されます。

上記1②については**2024年(令和6年)1月1日以後に生じる災害により被害を受ける場合**について適用されます。

## 3. 実務上の留意点

暦年課税の場合は、本年度改正後も加算期間内であれば年110万円以下の贈与であっても相続財産に加算されるのに対し、上記1①改正後の相続時精算課税の場合は年110万円以下の贈与であれば相続財産に加算されません。

また、基礎控除は暦年課税の基礎控除とは別枠となります。

ポイント



同じ贈与者からの贈与で両方の基礎控除を適用することはできませんが、例えば**父からの贈与で相続時精算課税の基礎控除**を、**母からの贈与で暦年課税の控除**を適用することは可能です。

参照：財務省「税制改正の大綱」・「税制改正の大綱の概要」

自民党税制調査会資料

税務通信・速報税理

国税法ホームページ



～コメント～

令和3年度税制改正大綱の中に贈与税・相続税の改正の予兆がありましたが、今回ついに改正されました。相続時精算課税制度は一度選択すると撤回して暦年贈与に戻ることができないこと、小規模宅地の特例の対象外(相続や遺贈により取得したのではなく贈与によって取得のため)となり損をする場合や**選択後は相続までは税務当局に管理される**等のデメリットもあります。

どちらを適用する方がいいのかはその方の状況によって異なりますので、次月以降にてご案内させていただきます。